

- 4 旧指導要録の保管について
- 5 転入学した児童生徒の写の保管について
- 6 「男、女」「都、道、府、県」等について
- 7 特に小、中学校関係事項――  
A町のA校から転校して、B町のB校に転入学する児童生徒の旅行期間等の取扱いについて
- 8 小学校一年生が、病気のため四月四日の入学式に出席せず、四月末になって出席した場合の処理について
- 9 現在小学校三年生の某児が、小学校一年生の期間をA校に在学し、二年生の四月にB校に転学し、さらに三年生の六月一日にC校に転学したとする。この場合、B校からC校に送付すべき書類、およびB校に保存すべき書類数について
- ――特に高等学校関係事項――
- 10 課程名の記入について
- 11 出欠の記録について
- 12 「学習の記録」欄における出席時にと、出席停止、忌引等との関係について
- 13 単位を追加して履修した場合の単位数の記入のしかたについて
- 14 二箇学年以上にわたって履習した教科の評価について
- 15 二、三学年において、教科・科目名が新指導要録記載のものとはがう場合、どのようにしたらよいかについて
- 16 「部」の設置されている学校において、

て、学校長の検閲を部長が代行してよいかどうかについて

- 17 評定「―」を、すべて単位不認定とすべきかどうかについて
- 18 特別教育活動の指導時数について
- 19 「職業に関する課程」において、「学習の記録」欄の教科・科目を、各学校の教育課程に即して修正してよいかどうかについて

なお、その後に寄せられた問題も多いので、小、中学校については研究会を通じて、また高校に対しては文書をもって、三十一年度第三学期中に回答する予定である。

#### 四、研究学校の指定とその成果

改訂指導要録の実践的研究を目的として、白河市立白河第二中学校と東白川郡鮫川村立鮫川中学校の二校を県教委の研究学校に指定した。

白河第二中学校では「教育評価と生徒指導の実践」という題目をかかげて研究し、三十一年十一月九日に研究発表会を行った。また鮫川中学校では、「評価と記録の実際的研究」と題し、発表会は十二月三日に行った。両校の研究は、県の「改訂指導要録の手びき」を徹底的に研究し、それにもとづく評価項目の具体的な内容を詳細に拾いあげ、それぞれの内容について指導記録のとり方（記録用紙の考案）、評価のしかた（基準、尺度等の考案）、点数の集計の方法等、微に入り細をうがった研究であった。県の「手び

き」を、かりに理論編とすれば、両校の研究物はその実践編といふべきものである。

- 1 両校の研究を通して、当課の得た結論は、だいたいつぎのとおりである。
- 2 「手びき」に掲載した評価方法は、理論的にも実際的にも妥当なものであったこと。
- 3 しかし、評価の手續きに時間と労力がかかり、その点実際上困難がある。
- 4 したがって、今後は、「手びき」のもつ理論的な正しさを失わずに、いかにして手續きを簡素化するか、この点についての研究が必要であること。

#### 五、今後の課題

右に述べた、評価手續きの簡素化ということが、本県の教育評価において当面している大きな問題の一つであるが、その外にも問題は非常に多い。

たとえば、学習の「評定」の項目と、「所見」の観点との関係をどう調整するか、評価項目の係数は現在のとおりでよい

いかどうか、行動評価に妥当性をもたせるための具体策はどうかなど、いずれも重要な問題である。

これらの問題を解決する方法として、さしあたり考えていることは、

- 1 三十一年度二月に、福島県教育評価研究会と共催による「指導要録と評価法研究会」を開催すること。
  - 2 三十二年度の研究指定校として、指導要録と評価を主題とするものを選定すること。
  - 3 各教科関係の自主的研究団体に対し、評価法改善、特に係数についての検討を依頼すること。
- などである。

- (注一) 文部省通達三〇、九、一三「小学校、中学校および高等学校の指導要録の改訂について」
- (注二) 同右
- (注三) 県教育長通知三一、二、二一「改訂指導要録の実施について」
- (注四) 学校教育課「指導要録記入上の注意」
- (注五) 学校教育課「改訂指導の手びき」

### 第五節 教科書採択に関する施策をどのように講じたか

#### 一、教科書研究施設の設置

- 1 設置の趣旨
- 学校の校長及び教員並びにその他の採択関係者のために、教科書・教師用の指導書その他教科用の参考図書を用意して、常時、教科書及び教科の研究ができるようにするため設けられたもの